

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和3年12月14日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから12月14日の原子力規制庁、定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って御説明をいたします。

明日の委員会の定例会の議題は4つあります。

まず、議題1、原子力総合防災訓練計画に対する意見についてということですが、総合防災訓練、これは年1回総理も参加して行われる訓練ですが、今年度の訓練は2月の上中旬に女川原発を対象として行われるということ、これは既に先週発表されているところであります。

その訓練について、内閣府の原子力防災担当のほうで訓練計画を作成しまして、原子力規制委員会の意見を求めるということとされています。今回意見を求められましたので、意見を回答すると。訓練計画が適当であり、特段の意見はないということになります。

議題の2つ目ですが、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定ということですが、令第41条非該当使用施設というのは、核燃料物質を少ない量だけ使うという施設ですが、大学とか研究機関など、全国に189ヶ所あるようですが、その廃止措置計画について審査基準がなかったということがありますので、新たに定めるということにいたしました。10月13日の委員会で審査基準案が了承されて、パブリックコメントにかけられたところでありまして、今回はそのパブリックコメントの結果を受けて審査基準を決定することになります。

議題の3つ目ですが、法令報告の改善に係る関係規則の改正案ということですが、法令報告の改善につきましては、8月18日の委員会で改正の方向性が了承されたところであります。

具体的には、報告書の提出期日、これは現行は起きた日から10日以内なのですが、それからもうちょっと長くてもよいこととか、軽微な事象は報告対象から除くといった、あるいは報告内容を減らすといった全体的に緩和する方向性なのですが、今回はそのための規則等の改正案を図るということになります。

議題の4つ目ですが、モニタリングについての原子力災害対策指針補足参考資料

の改訂ということでもありますけれども、この補足参考資料というのは、地方自治体が行っているモニタリング、平常時と緊急時、両方ですけれども、その具体的なやり方などを定めた資料であります。それが、これまでは実用炉についてしか記載されていなくてというものを、今回新しく、研究炉とか加工、再処理、廃止措置中の施設などについても新しく記載する形での改訂を行いましたので、その旨を報告するものであります。

以上が、委員会定例会の議題であります。

残り、その他会議は、12月20日の（6）、1Fの監視・評価検討会です。

議題は2つありまして、1つ目はスラリーの移替えの状況の報告。

2つ目は、中期的リスクの低減目標マップに対する取組状況ということで、こちらは今回、取組状況を聞いた上で、また、3月頃に例年の改定が行われる見込みとなっているものであります。

こちらからの説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—